

オープンアクセス出版に係る論文掲載料支援制度実施要領

令和6年10月16日 附属図書館委員会承認

令和6年10月28日 教育研究評議会了承

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎大学(以下「本学」という。)におけるオープンアクセス出版に係る論文掲載料支援制度(以下「本制度」という。)に関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 本制度は、本学の研究者が研究成果をオープンアクセスとして広く発信することにより、社会への貢献を図るとともに更なるオープンアクセスの推進及び研究協力強化のための学術情報基盤である電子ジャーナルの持続的整備等に資することを目的とする。

(支援対象者)

第3条 本制度による支援を利用できる研究者は、本学に所属し、かつ、OA 出版負担金を納入できる教職員及び学生とする。

(支援対象論文)

第4条 本制度による支援の対象となる論文は、電子ジャーナルの購読と論文のオープンアクセス出版を包括的に取り扱う契約(以下「転換契約」という。)を締結した出版社に掲載される論文とし、対象論文の範囲は、別表のとおりとする。

2 前項の論文の上限数は、本学と前項の出版社との個別の契約による。

(実施内容)

第5条 本学は、転換契約により、本学に所属する研究者が、学術雑誌に掲載される論文をオープンアクセスとして出版するための論文掲載料(APC:article processing charge)を支援する。ただし、前条第2項に規定する上限数に達した場合は、先着順をもって本制度による支援を終了する。

2 著者は、前項の支援による自らの論文をオープンアクセスで出版する場合、OA 出版負担金を拠出する。負担額は別表のとおりとする。なお、負担額については、見直す場合がある。

3 論文の投稿時に発生する論文投稿料(submission charge)、カラーチャージ、ページ超過料、表紙掲載料、別刷料等は、本制度による支援の対象外とする。

(OA 出版負担金の徴収)

第6条 附属図書館は、当該論文のオープンアクセス出版を確認した後に、OA 出版負担金を徴収する。

2 OA 出版負担金の財源は、本学財務会計システムで管理される予算とし、当該論文の著者が指定する。

(情報の管理)

第7条 附属図書館は、本制度の事務を処理するにあたり、当該論文、研究者の個人情報等の知りえた一切の情報について、秘密を守り、他にこれを漏洩することなく適切に管理しなければならない。

(事務)

第8条 本制度の事務は、学術情報部学術情報管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(別表)

オープンアクセス出版に係る論文掲載料支援 対象一覧

出版社名	対象論文	負担額	支援期間
Wiley	ハイブリッドジャーナルに掲載される原著論文 (Primary Research) 若しくは総説 (Review)	論文掲載料 (APC) 定価の 2 割	令和 7 年 1 月 1 日～
Elsevier	コアハイブリッドジャーナルに掲載される下記の論文 Case Report、Data in Brief、Full-length Article、 Microarticle、Original Software Publication、 Practice Guidelines、Protocol、Review Article、 Replication Study、Short Communication、Short Survey、Video Article	論文掲載料 (APC) 定価の 2 割	令和 7 年 4 月 1 日～

(実施手続きについて)

1. 論文掲載料支援制度を学位論文に使用した場合の OA 出版負担金については、コレスポンディングオーサー等に請求する。
2. OA 出版負担金については、当面は四半期毎に学術情報管理課より担当する事務部経由で財源を確認した後、資金管理班へ請求書の発行を依頼し、担当する事務部へ送付する。ただし、第4四半期については、毎月、翌月の1週間以内にその手続きを行う。
3. 負担金については、論文掲載月の前月末日レートで日本円に換算し、請求する。
4. 第3四半期(4月から12月)及び、2月までの OA 出版負担金については、科研費などの外部資金による負担金の支払いは可能であるが、3月掲載分については、自己収入(交付金対象)のみとする。